

## 改正個人情報保護法

弁護士 小原 路絵



1 改正された個人情報の保護に関する法律が平成29年5月30日から全面施行されていますので、主な改正点を説明します。

### 2 ①定義の明確化

改正法により、個人情報の定義規定がより詳細になり、記述だけでなく、音声や動作等で表現されるものも対象となることが明記されました。

また、「個人識別符号」として、身体的特徴や、役務の利用や商品の購入の際に割り当てられる番号も個人情報に該当することが明記されました。具体的には、顔認証データや指紋認証データ、旅券番号、運転免許証番号、基礎年金番号等がこれらにあたります。

なお、個人識別符号と異なり、それだけで個人情報にあたらないとされている預貯金口座番号・携帯電話番号・クレジットカード番号等も、氏名・住所・生年月日等と紐付けて管理されるなど、個人の特特定が可能であると、個人情報にあたることとなります。この点は、改正前の解釈と同様です。

さらに、「要配慮個人情報」（人種・信条・犯歴・病歴等）の定義も新設され、原則取得時に本人の同意を要するなど、より厳格な取り扱いが求められる個人情報が明確化されました。

### 3 ②対象者の拡大

改正前は取り扱う個人情報が5000人分以下の小規模事

業者は同法の適用が除外されていましたが、これが撤廃され、今後は全事業者が対象となります。

### 4 ③情報の取得・提供時の確認・記録義務

トレーサビリティとして、第三者に個人データを提供する場合、提供年月日と氏名を、取得時にはこれらに加え、取得経緯も確認・記録しなければならないことになりました。

### 5 ④匿名加工情報制度の新設

個人を特定できないよう個人情報を加工したものととして、その加工方法や取り扱いに関する規定が新設されました。

### 6 ⑤オプトアウトの厳格化

オプトアウトを利用しようとする事業者は、個人情報保護委員会に届出することとなり、同委員会がその内容を公表することになりました。

7 その他の改正点として、外国への第三者提供、開示請求権の明確化及び消去・廃棄の努力義務等があります。

また、新たに設立された個人情報保護委員会に監督権限が一元化されるため、同委員会で、同法に関するガイドラインやQ&A等が多数公表されています。